

診療報酬改定に伴う加算に係る掲示について

1) 医療情報取得加算について

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、令和7年3月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定致します。マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力の程宜しくお願い致します

- 初診時 1点
 - 再診時(3ヶ月に1回限り算定) 1点
- ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

2) 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

例)カロナール(商品名) → アセトアミノフェン(一般名)

患者様としては、処方箋が一般名で記載されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることが出来、お薬代を安くすることが出来ます。

3) 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

4) 医療DX推進体制整備加算について

医療DX推進体制整備について下記の通り対応を行なっています。

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を整備しています。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入予定としています。
- (6) マイナンバーカードの保険証利用の使用において、ポスター掲示・声かけを行っています。